

令和3年3月8日

経済産業省「一時支援金」の申請に係る事前確認機関登録について

新型コロナウイルス感染症により影響を受けている皆さまへ心よりお見舞い申し上げます。

当金庫は、経済産業省が行う令和3年の緊急事態宣言に伴う飲食店の時短営業や不要不急の外出・移動の自粛により影響を受け、売上が減少した事業者に対する「緊急事態宣言の影響緩和に係る一時支援金」の申請時に事前確認を行う事前確認機関に登録いたしました。

「一時支援金」に係る事前確認の予約、またはお申込みは、お取引のある当金庫営業店窓口へお申し出ください。

なお、当金庫における事前確認は、当金庫と事業性に係る融資取引があるお客さまへ限らせて頂いておりますので、何卒ご理解の程、宜しくお願い申し上げます。

また、当金庫での事前確認要件に該当しないお客さまにつきましては、下記の「一時支援金事務局相談窓口」へお問い合わせくださいますようお願いいたします。

一時支援金事務局相談窓口（申請者専用）

電話番号	フリーダイヤル：0120-211-240 I P 電話からのお問い合わせ先：03-6629-0479（通話料がかかります）
受付時間	8：30～19：00（土曜・日曜・祝日含む全日対応）

*** 詳しくは、お近くの当金庫窓口へお尋ねください**

